

文書の作成義務規定

資料 2-1

	誰が	何のために作成するの	何が分かるように作成するのか	どんな場合に文書を作成するのか。	特徴
高知県 検討のたたき台 (事務局提案)	実施機関の職員は、	第1条の目的の達成に資するため、	当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、	処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。	香川県同等
解説	※特別職、非常勤職員、県立大学法人役員を含む。		※実施機関における ・経緯も含めた意思決定に至る過程 ・事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる 文書の作成義務	※軽微な事案の例 ・所掌事務に関する単なる照会・問合せに対する応答 ・実施機関内部における日常的業務の連絡・打合せ ・当該事案が政策判断や県民の権利義務に影響を及ぼすような場合は、「事案が軽微なものである場合」に含まない。	
論点			意思決定過程のどの範囲まで文書を作成すべきか。 →必ず過程を示す文書を作成すべき事案は、具体的にガイドラインに示す。 →意思決定に当たっての文書事前作成の原則は、ガイドラインに示す。	「事案が軽微なものである場合」の例は、上記の内容で問題ないか。 →軽微な事案の例は、ガイドラインに示す。	
公文書管理法	行政機関の職員は、	第一条の目的の達成に資するため、	当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、	処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。 一 法令の制定又は改廃及びその経緯 二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議(これらに準ずるものを含む。)の決定又は了解及びその経緯 三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯 五 職員の人事に関する事項	特に文書を作成すべき5つの事項を例示
東京都	実施機関は、	第三条に規定する責務を果たすため、	事案を決定するに当たっては、	極めて軽易な場合を除き、文書(電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)によりこれを行わなければならない。	文書作成義務を職員ではなく、実施機関に課す。文書事前作成の明記 文書作成義務の例外を「極めて軽易」な場合に限定する。 緊急時は事後作成可能であることを明記。 経過を示す文書の作成については、重要事案に限る。
				2 前項の規定にかかわらず、緊急の取扱いを要する事案については、文書を作成することなく事案の決定をすることができる。この場合においては、事案の決定後、速やかに当該決定に係る文書を作成しなければならない。 3 実施機関は、重要な事案の決定に当たっては、その経過等を明らかにする文書を作成しなければならない。	
鳥取県	実施機関の職員は、	実施機関の意思決定が現用公文書の決裁により行われることに鑑み、県政に対する県民の知る権利を保障し、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務を全うするため、	当該実施機関の意思決定に至る経緯及び過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績について、現用公文書によって合理的に跡付け、又は検証することができるよう、	処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。	現用公文書のみ、事業事務の検証可能性を求める。
島根県	実施機関の職員は、	第1条の目的の達成に資するため、	当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、	処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、 <u>条例の制定又は改廃及びその経緯、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯その他の事項</u> について、文書を作成しなければならない。	特に文書を作成すべき2つの事項を例示
香川県	行政機関の職員は、	第1条の目的の達成に資するため、	当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、	処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。	
熊本県	実施機関の職員は、	第1条の目的の達成に資するため、	当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、	実施機関が規則その他の規程(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)で定めるところにより、文書を作成しなければならない。	適正文書作成義務を課し、詳細は、実施機関に委任。